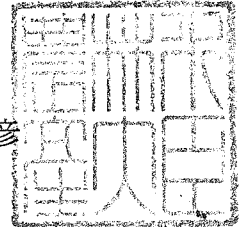




22消安第7337号  
平成22年12月13日

食品安全委員会  
委員長 小泉 直子 殿

農林水産大臣 鹿野 道彦



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第5号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第3条第1項の規定に基づき、飼料の成分規格として、次に掲げるかび毒の飼料中の残留基準を設定すること

アフラトキシンB<sub>1</sub>



# 飼料中のアフラトキシンB<sub>1</sub>に係る食品安全基本法第24条第1項に基づく食品健康影響評価について

## 1. 経緯

農林水産省においては、家畜とヒトの健康保護を図るため、アフラトキシンの飼料における汚染実態や家畜やヒトに対する毒性の強さを考慮して、配合飼料を対象としてアフラトキシンB<sub>1</sub>の指導基準を暫定的に設定している。

この指導基準については、必要なデータ等を整理した上で飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第3条第1項に基づく基準・規格等として設定することとしており、同規定に基づく飼料中のかび毒の残留基準の設定は、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項に該当する。

については、食品安全基本法第24条第1項の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

## 2. 評価依頼物質の概要

アフラトキシンとは、カビ毒の一種でB<sub>1</sub>、B<sub>2</sub>、G<sub>1</sub>、G<sub>2</sub>といった関連物質の総称であり、熱帯から亜熱帯地域にかけて生息する *Aspergillus flavus* 等のカビにより産生される。飼料における汚染については、主要な飼料原料であるとうもろこしにおいて認められる。

アフラトキシンB<sub>1</sub>については、その他の関連物質（B<sub>2</sub>、G<sub>1</sub>、G<sub>2</sub>）に比べ、飼料中での汚染が顕著であり、毒性についても、最も発がん性が強い。

なお、飼料中のアフラトキシンB<sub>1</sub>は、動物体内で代謝されてアフラトキシンM<sub>1</sub>となり、主に乳中に排泄される。

## 3. 今後の方向

食品安全委員会からの評価結果を受けた上で、省令改正に係る所要の手続きを進めることとする。